

鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル

令和8年1月22日更新

鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル(以下、事務マニュアル)は、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づく、三重県の手務処理の特例に関する条例第2条及び別表第2-15号(市町が処理することとする事務の範囲等)により、鈴鹿市に権限が委譲された開発許可の手務手続きの運用に関して取りまとめたものです。

事務マニュアル作成に当たり、三重県の作成する「開発許可制度事務ハンドブック」を準用しつつ、地域性を反映した市の独自の取扱いについても定めています。

なお、事務マニュアル本文中の三重県の規定に関しては、鈴鹿市と置き換えて運用することとしています。

平成29年4月1日

(参考)

※ 権限委譲日

市街化区域 平成11年4月1日

市街化調整区域 平成14年4月1日

都市計画法第34条の2(35条の2で準用する場合を含む。)及び第43条3項
平成19年11月30日

※ 市街化区域、市街化調整区域 線引き 昭和46年12月28日

目 次

1	開発許可制度実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
2	開発許可制度申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1
3	開発許可制度運用通達・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1
4	関係法令、指導基準など・・・・・・・・・・・・・・	4-1
5	各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5-1

[凡例] 事務マニュアルで引用する法令の略語は、次のとおりとする。

法 ：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

令 ：都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）

規則 ：都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）

細則 ：鈴鹿市都市計画法施行細則（平成 11 年規則第 18 号）

要綱 ：鈴鹿市開発事業指導要綱（平成 14 年訓令第 3 号）